

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成25年6月21日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	青 柳 雅 博

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対 象 部 局 等	対 象 課 等 の 内 訳	監査実施期間	指摘事項 件数	意見 件数
環境部	総務、環境政策課、廃棄物指導課、 環境保全課、斎場、資源循環推進課、 建設課、施設課	平成25年4月16日 ～5月31日	1	2

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成24年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

## 【環境部】

### 指 摘 事 項

#### 《財務監査》

〔市税外収入事務〕

行政財産使用料の収入事務において、規則等に定められた事前の調定手続が行われていないものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

くるめかんきょうカレッジは、市民・事業者が環境問題についての理解と関心とを深めることで地域や企業において主体的かつ積極的に、環境に配慮した取組を進めることができる環境教育のリーダーを育成することを目的として設置され、官学協働による講座等が実施されている。

しかし、市民がより興味を持てるようなテーマを選定し、知名度のある講師を招くなど、受講を促進するための工夫はなされているが、受講者へのフォローアップなどは行われていない。

地域や企業の環境教育のリーダー育成という事業目的の実現を図るためには、受講後のモニタリングなどによって状況を的確に把握し、事業効果の分析・検証に基づく見直しや対策に取り組むことが望まれる。

#### 《財務監査》

〔任意団体等事務〕

任意団体である福岡県清掃協議会筑後圏支部に関する事務において、分担金等の収入より多い繰越金の発生が数年続いているので、団体の活動内容、収支計画など、より適正な運営のあり方について検討されたい。また、会計担当者と通帳印の管理者を分けるなど金銭管理リスクの改善を図られたい。